

3-17

シームの上下盤の風化性状

〔本編資料4.1章(1)に関する基礎データ〕

• 変状が認められるTs-1, Ts-2及びTs-8トレンチのシーム上下盤で地質観察 及び針貫入試験を実施し、シーム上下盤の風化性状について整理した。





位置図 全体の位置図については P.2-2参照。

3-19



南側法面 針貫入試験結果



3-21

Ts-1~3トレンチの強風化部の厚さの違いの検討

〔本編資料4.1章(1)に関する補足説明〕

• Ts-1~3トレンチの強風化部の厚さの違いについて、岩盤の性状等を踏まえて検討する。

<u>3.3 Ts-1~3トレンチの強風化部の厚さの違いの検討(2/4)</u>



<u>シーム上盤の強風化部の厚さ: Ts-1~3トレンチ</u>



注)本図は設置変更許可申請書提出(H26.12.16)時点のデータに基づいて作成。

凡例 強風化部の厚さ分布図 ~¹⁵⁰ µ w<50 ~ 5 50≦w<100 ~ 5 100≦w<150 0 150≦w<200 ~ 7 200≦w<250 0 250≦w<300 ↓ 7 300≦w<350 ↓ 7



トレンチ及びボーリングデータから作成したシームS-10上盤の強風化 部の層厚コンターに基づいて、Ts-1~3トレンチの強風化部の厚さの 変化の要因について検討する。

- 強風化部の厚さは、10m程度の距離に対して最大で2m程度変化し (図中の*),近接した位置にあるにも関わらず風化程度に差がある。
- 同程度の風化厚さの変化は、P.3-3~P.3-9の風化部の厚さの分布
 図でも普遍的に認められる。
- Ts-1~3トレンチのシームS-10上盤に分布する岩種(主に淡灰色火 山礫凝灰岩)は同じであることから,強風化部の厚さの変化の要因 として,岩盤中の高角の割れ目,筋状構造等の分布の違い(P.3-23 参照)などが考えられる。

Ο









• 法面①では,高角の割れ目,筋状構造等の分布の違いが強風化部の厚さの変化の要因と考えられる。



Ts-1~3トレンチにおいても、岩盤中の高角の割れ目、筋状構造等の分布の違いが 強風化部の厚さの違いの要因である可能性がある



(余白)





4.1 代表シームの活動性評価(1/6)

代表シームの活動性評価

〔本編資料4.1章(1)に関する補足説明〕

 敷地のシームについて、検討対象とする12枚のシーム(S-1~11, S-Om)のうち、シームS-10を代表シームとして活動性を評価する。

4.1 代表シームの活動性評価(2/6)

第804回審査会合 資料1-1 P.3-32 再掲



<u>代表シームの選定</u>



- 第804回審査会合資料1-1,3.3章に示すように、シームはいずれも詳細性状の類似性が認められる。これらは同様の応力場で活動した後、同様の環境下で形成されたと考えられることから、ボーリングコアにおける出現率及び厚さにより代表シームを選定する。
- 検討対象シームのうち,シームS-10はほとんどのボーリング孔に分布し,出現率は約96%を示し 最大であることから,最も連続性が高いと判断される。
- シームS-10の平均厚さは3.5cmで,易国間層中のシームの中で最も厚い。



活動性を評価する代表シームをシームS-10とする。

(cm)	
1.5	
3.5*	
1.7*	
3.0	
2.3	
2.2	
1.6 [*]	
1.8 [*]	
1.5 [*]	
1.6	
2.8*	
4.4**	
	(cm) 1.5 3.5* 1.7* 3.0 2.3 2.2 1.6* 1.8* 1.5* 1.6 2.8* 4.4*

※設置変更許可申請書提出以降平 成29年3月までに追加取得した調 査データを取り入れた数値。

シームの平均厚さ







POWER

4-5

シームS-10とdF-m3断層*1との関係(Ts-4トレンチ*2)







- 検討対象シーム(S-1~11, S-Om)のうち、出現率が最大で易国間層で最も厚いシームS-10を活動性を評価 する代表シームとして選定した。
- dF断層系との関係について、Ts-4トレンチでの調査の結果、シームS-10はdF-m3断層に切られていることから、シームS-10は後期更新世以降の活動はないと判断される。
- 上載地層法による評価として、Ts-11トレンチにおいてシームS-10は大畑層に不整合で覆われ、その基底面 に変位・変形を与えていないことから、大畑層堆積以降のシームS-10の活動はないものと判断される。



シームS-1~11, S-Omには後期更新世以降の活動はないと判断される



4-8

重要な安全機能を有する施設との位置関係に基づくシームの評価

〔本編資料4.1章(1)に関する補足説明〕

 重要な安全機能を有する施設の側面に分布するシームS-11について、後期更 新世以降の活動がないcf-3断層との切断関係により活動性を個別に評価する。



4.2 重要な安全機能を有する施設との位置関係に基づくシームの評価(2/13)

重要な安全機能を有する施設とシームとの位置関係



※: 実用発電用原子炉及びその附属施設の位置,構造及び設備の基準に関 する規則(平成二十五年六月二十八日原子力規制委員会規則第五号)。 注1) 断層の分布はT.P.-14mにおける位置。

注2) 本図のシームS-11層準(FT5-3*3)の位置は,平成30年5月末時点の掘削面の地質データに 基づいて示した。なお、今後掘削する計画の軽油タンク、第一フィルタベント建屋及び燃料補 助建屋の部分については、構造物側面に沿って鉛直に掘削するものとして表示した。

で示す箇所は、商業機密あるいは防護上の観点 から公開不可としているもので、白抜きとしてあります。

4-10 4.2 重要な安全機能を有する施設との位置関係に基づくシームの評価(3/13)



凡

例









- cf-3断層とシームS-11の切断関係を直接確認するため, Tf-5(a)トレンチを掘削した。
- シームが確認されたボーリングコアをP.4-13に示す。

位置図

4-12

100m

4.2 重要な安全機能を有する施設との位置関係に基づくシームの評価(6/13)

4-13



(深度:14.26m 厚さ:最大18mm)

Ts-8-p3孔 (深度:13.80m 厚さ:最大10mm)





Tf-5(a)トレンチでは、シームS-11は後期更新世以降の活動が認められないcf-3断層※(第804回審査会合資料1-1, P.2-32 参照)に切られていることから、シームS-11には後期更新世以降の活動はないと判断される。
 cf-3断層は、走向・傾斜はN20°~30°E, 90°で、南側法面では1条であるが、底盤付近で分岐し北側法面では2条となる。







Tf-5(a)トレンチでは、シームS-11はフィルム状の粘土質の薄層であり、鏡肌や条線が見られる。
南側法面で1条であったcf-3断層は、底盤付近で分岐し、北側法面では2条となる。それぞれcf-3断層①、cf-3断層②と称する。
cf-3断層の断層幅は最大6cm、見掛けの鉛直変位量はcf-3断層①で約15cm、cf-3断層②で約20cmである。



シームS-11

礫 (**φ**5cm以上)

並理

エエエ 風化部下限

• シームS-11はcf-3断層により切られている。

 シームS-11のcf-3断層を挟んだ延長上には、シームS-11がcf-3断層の活動後に 動いたことを示唆するようなシームS-11に平行な割れ目は認められない。

4.2 重要な安全機能を有する施設との位置関係に基づくシームの評価(13/13)

まとめ



4-20

第804回審査会合 資料1-1 P.3-49 再掲

<u>重要な安全機能を有する施設とシームとの位置関係(P.4-9参照)</u>

- シームS-11は,重要な安全機能を有する施設の側面に分布することから第三条に関する検討を行う。
- シームS-1~10, S-Omは, 重要な安全機能を有する施設の基礎地盤に分布しないことから第四条に関する検討を行う。

<u>シームS-11の活動性評価【第三条に関する検討】(P.4-14~P.4-19参照)</u>

• シームS-11は、Tf-5(a)トレンチで後期更新世以降の活動がないcf-3断層により切られており、後期更新世以降の活動はないと判断される。

シームS-11は将来活動する可能性のある断層等に該当しないと判断される

<u>シームS-1~10, S-Omの活動性評価【第四条に関する検討】(P.4-3~P.4-7参照)</u>

代表シームのS-10は、Ts-4トレンチで後期更新世以降の活動がない dF断層系により切られ、Ts-11トレンチでは鮮新世の大畑層基底面に変位・変形を与えていないことから、いずれのシーム(S-1~10, S-Om)も後期更新世以降の活動はないと判断される。



シームS-1~10, S-Omは震源として考慮する活断層に該当しないと判断される

5. 変状の評価対象



5.1 変位を伴う不連続面の特徴(1/8)

変位を伴う不連続面の特徴

〔本編資料4.1章(3)1)に関する補足データ〕

変状の形成に関係する断裂(シーム及び変位を伴う不連続面)のうち、
 変位を伴う不連続面の特徴を示す。

5.1 変位を伴う不連続面の特徴(2/8)





5-2

<u>変位を伴う不連続面の高角と低角の区分(Ts-2,7,8トレンチ及び法面①)</u>





(余白)





低角の変位を伴う不連続面の走向・傾斜の分布



(ウルフネット下半球投影)

大円:低角の変位を伴う不連続面の走向・傾斜 ○:低角の変位を伴う不連続面の条線方向

低角の変位を伴う不連続面の走向・傾斜 及び条線方向

低角の変位を伴う不連続面の走向は様々な方向を示し、条線は その面の傾斜方向にほぼ一致する。





高角の変位を伴う不連続面の走向・傾斜の分布

(ウルフネット下半球投影)

大円:高角の変位を伴う不連続面の走向・傾斜 〇:高角の変位を伴う不連続面の条線方向

高角の変位を伴う不連続面の走向・傾斜 及び条線方向

高角の変位を伴う不連続面の走向はNNE-SSW~NE-SW方向で, 条線はほぼ走向方向である。



<u>高角の変位を伴う不連続面の性状(2/4):Ts-2トレンチ東側法面(1/2)</u>



5-7

POWER

第804回審査会合

資料1-1 P.4-36 一部修正

<u>高角の変位を伴う不連続面の性状(3/4):Ts-2トレンチ東側法面(2/2)</u>



POWER

第804回審査会合

資料1-1 P.4-37 再掲



第804回審査会合 資料1-1 P.4-34 一部修正

POWER

5-9

高角の変位を伴う不連続面の性状(4/4):法面①





変状弱面の分布・性状

〔本編資料4.1章(3) 2) に関する基礎データ〕

• 変状が認められるトレンチ及び法面の変状弱面の分布を示す。

5.2 変状弱面の分布・性状(2/20)

第804回審査会合 資料1-2 P.65 一部修正



<u>変状弱面の分布確認位置</u>





- 変状弱面は、シーム付近で変状が認められる箇所の段丘 堆積物中及び岩盤内に分布し、分布する箇所と分布しな い箇所が近接して認められる。
- 変状弱面のうち, ps-1弱面はシームS-11の一部に, ps-2 弱面はシームS-10の一部に分布する。
- ・ pd系弱面はシームS-11付近の一部に分布する。

注) シームS-10及びシームS-11層準(FT5-3*)の位置は、ボーリング、 トレンチ及び法面の調査結果に基づく。





- Ts-6法面では、シームS-11付近の強風化部において、シーム S-11の一部及びその延長上の段丘堆積物中の不連続面にps-1弱面が、主としてps-1弱面下盤の成層構造が発達する部分に ある低角の変位を伴う不連続面にpd系弱面がセットで分布する。
 ps-1弱面は、上盤が上方に変位し、傾斜方向に明瞭な条線が 認められる。
- ・pd系弱面は、上盤が上方に変位し、傾斜方向に明瞭な条線(本 編資料P.4-53参照)が認められる。小規模な変位が岩盤内で集 積することにより岩盤上面の上に凸の変形が生じたと考えられる。
 ・なお、pd系弱面はps-1弱面から離れると少なくなる。





(余白)





Ts-7トレンチでは、変状付近の一部の低角の変位を伴う不連続面を利用して形成されたpd系弱面が分布する。
 pd系弱面は傾斜方向に明瞭な条線が認められる。

5.2 変状弱面の分布・性状(6/20)

第804回審査会合 資料1-1 P.4-59 一部修正

POWER

pd系弱面の主な分布範囲

Ts-8トレンチ(1/9):南側法面(1/2)



たと考えられ、一部で変位が岩盤上面にまで達する部分がある。 • なお、岩盤の変形は、法面下部の直線的な葉理に及んでいないことから、pd系弱面による 岩盤の変形範囲は鉛直方向に最大約3mと推定され、地下深部には及んでいない。



5 - 17

- •Ts-8トレンチ南側法面の現地調査時(H30.11)の観察面で地質再観察を行い, ps-1弱面とpd系弱面の詳細分布を確認した。
- ・ps-1弱面は、岩盤の上に凸の形状の形成に伴いシームを利用して変位したと考えられることから、トレンチ全体に分布すると判断される。
- ・pd系弱面は、上盤が上方に変位し、小規模な変位が岩盤内で集積することにより岩盤の上に凸の変形が生じたと考えられ、一部で変位が岩盤上面にまで達する部分がある。
- ・岩盤上面の上に凸の形状付近において、pd系弱面は、上方に向かってps-1弱面に合流するものや、ps-1弱面から分岐するものが認められることから、ps-1弱面とpd系弱面は分岐・合流関係にあり、ほぼ同時期に同様の変位により形成されたものと考えられる。

5.2 変状弱面の分布・性状(8/20)

第804回審査会合 資料1-2 P.68 一部修正

POWER

5 - 18

<u>Ts-8トレンチ(3/9):北側法面(1/2)</u>



北側法面写真(解釈線有り)



北側法面写真(解釈線なし)

注1)本図の写真及びスケッチは設置変更許可申請時(H26.12)のものである。 現地調査時(H30.11)の観察面の写真及び詳細スケッチはP.2-31.2-32参照。 注2) 位置図はP.5-11参照。





- •Ts-8トレンチ北側法面では、シーム付近の強風化部において、シームS-11の一部にps-1弱面が、 主としてps-1弱面下盤の成層構造が発達する部分にある低角の変位を伴う不連続面及びその延 長上の段丘堆積物中の不連続面にpd系弱面がセットで分布する。
- ps-1弱面は、岩盤の上に凸の形状の形成に伴いシームを利用して変位したと考えられることから、 トレンチ全体に分布すると判断される。ps-1弱面は、pd系弱面と分岐・合流関係にあり、傾斜方向 に明瞭な条線が認められことから、pd系弱面と同様に上盤が上方に変位するものと判断される (P.5-19, 5-20参照)。
- pd系弱面は、上盤が上方に変位し、傾斜方向に明瞭な条線が認められる(本編資料P.4-73, 4-74 参照)。小規模な変位が岩盤内で集積することにより岩盤上面の上に凸の変形が生じたと考えられ、 一部で変位が岩盤上面にまで達する部分がある。

第804回審査会合 資料1-2 P.70 一部修正

<u>Ts-8トレンチ(4/9):北側法面(2/2)〔現地調査時(H30.11)の観察面〕</u>



- •Ts-8トレンチ北側法面の現地調査時(H30.11)の観察面で地質再観察を行い, ps-1弱面とpd系弱面の詳細分布を確認した。
- ・ps-1弱面は、岩盤の上に凸の形状の形成に伴いシームを利用して変位したと考えられることから、トレンチ全体に分布すると判断される。
- ・pd系弱面は、上盤が上方に変位し、小規模な変位が岩盤内で集積することにより岩盤の上に凸の変形が生じたと考えられ、一部で変位が岩盤上面にまで達する部分がある。
- ・岩盤上面の上に凸の形状付近において、pd系弱面は、上方に向かってps-1弱面に合流するものや、ps-1弱面から分岐するものが認められることから、ps-1弱面とpd系弱面は分岐・合流関係にあり、ほぼ同時期に同様の変位により形成されたものと考えられる。

POWER

^{5.2} 変状弱面の分布・性状(9/20)



第804回審査会合 資料1-2 P.59 一部修正

5-20 POWER

<u>Ts-8トレンチ(5/9): ps-1弱面の条線の方向</u>











凡例



- ・連続性の大きいpd系弱面(W32, W35)は, シームS-11に変位を与えており, 法面下部に向 かって傾斜が緩やかになり消滅する。
- •これらのpd系弱面で、岩盤中の葉理を基準として見掛けの変位量を計測し、条線の方位から実変位量を計算した。



* W32の下端はインバート部とした。



5 - 24

<u>Ts-8トレンチ(9/9):岩盤中の変位量の分布(4/4) [実変位量とpd系弱面下端からの距離]</u>



• 連続性の大きいpd系弱面(E29,E33,W32,W35)を対象に、計測点での実変位量とpd系弱面の下端からの距離を整理した。

• 各pd系弱面の実変位量は、上に凸の形状に近い上方で大きく、下方に向かって小さくなる傾向が認められる。

 法面下部では、これらのpd系弱面は傾斜が緩やかになり消滅し、その下側の緩傾斜の葉理は直線的で変形は認められないことから、pd系弱 面沿いの変位は地表付近に限定される。